

◆恵庭市議会議員との意見交換会



- ◇ 日時 平成24年9月7日(金) 午後1時15分～2時55分
- ◇ 会場 恵庭市民会会館2階大会議室
- ◇ 内容
 - 1 自己紹介(市民委員会委員、市議会議員)
 - 2 経過報告
 - 3 条例素案づくりに対する市民委員の考えについて
 - 4 意見交換



◇出席者(順不同)

恵庭市議会 鷹羽議長、野沢副議長、伊藤議員、武藤議員、行沢議員、庄田議員、林議員、榎本議員、鷺田議員、川原議員、岩井議員、小橋議員、長谷議員、佐山議員、高橋議員

市民委員会 横山委員長、小山副委員長、泉谷委員、松尾委員、鎌倉委員、高橋(修)委員、山口委員、相坂委員、雪下委員、菅原委員、田中委員、石垣委員、藤本委員、高橋(英)委員

◆意見交換(司会: 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会 横山委員長)

○司会 今、それぞれの市民委員から、条例に対する考え、素案作りへの抱負などをお話させていただきました。これから議員の皆さんとの意見交換会として進めさせていただきたいと思えます。議員の皆さんからご自分の考えやご意見、あるいは市民委員への質問などをお願いしたいと思います。ご発言をいただく方は挙手をお願いします。

○議員 少し私事になりますが、私が議員になって、はっと思ったことがあります。私は、今まで議員がいない状態の町内から出てきました。お世話になった方たちは老人クラブの方々ほとんどだったのですが、「市役所には行きたくない」の一点張りでした。とにかく市役所の人達と話をしていると何を言っているのか分からないといろいろな方から聞きました。こういった委員会に参加されている方たちは立派なご意見をお持ちで、皆さんのように発言することができるという方たちばかりなのですが、地元に戻ると、サイレントマジョリティと言いますか、声に出せない人が大多数いらっしゃると思います。議員は特定の地域のためにあるものではないというようなご意見がありました。私は、地域住民のために1期目は議員活動の大半を費やしたと思っています。これからこうした条例を作るに当たって、少子高齢化という世の中の転換期に向けて、また、本当に一人一人の市民に分かるような条例にさせていただいて、行政が催す委員会というのはたくさんありますが、興味がないのか、広報では周知しているけど良く分からないという人がほとんどのようですので、一人一人の住民の心に響く条例にしていてもらいたい。一番難しいことだとは思いますが、委員のみなさんにはご努力をいただいて、是非ともそうしていただきたいと思っています。

○司会 ありがとうございます。今の議員さんからのご発言に対して、市民委員から何かございますか。恵庭は若いまちだと言われておりますが、しかし、少子高齢化という問題はこれから現れてきますし、一人一人の住民に分かりやすい条例にするというのはとても大事なこと

で、それがないとダメだと私自身も思っております。それから市民の人達も参加したいけど、そのきっかけが掴めないという人が恵庭だけでなくおります。そうした人達のきっかけ作りを条例の中に何らかの形で盛り込むということを考えるということもあるかもしれません。

○市民委員 先ほどの議員のお話についてということでしたので、お話させていただきたいと思えます。私は、今のお話はもっともだと思えます。特に、市民の方が市役所に行きづらいということで、私もそうでした。行って物を覚えるのに何かよく分からない。市役所に行ってみると何かジロジロ見られている感じを受けます。こういう方がたくさんいるということは、議員のお話のとおりです。それをそうでなくするような言葉、接し方、心というものを相手に伝えるという行政が必要だと思えますし、そのようなまちづくりの理念が必要だと思えます。それと、地域のために活動をしているということも仕方のないことだと思えます。そういう理解の下活動されていることも分かります。その上で、さらに客観的に市全体を眺めた中での活動も積極的にやっていただきたいと要望を含めてそう思えます。

○議員 そうですね。2期目からは、そういう観点で活動しております。

○司会 ほかにございますか。

○議員 今日はいろいろありがとうございます。委員の方のお話を聞いて、住民投票については非常設型、また、自治基本条例型に向かっているということでした。何人かの委員から職員の意識改革という話がありましたが、意識改革というのは非常に難しい。この条例を作って実際に機能するかは、職員の意識改革に大きく関わってくるのではないかと思います。例えば町内会の活動ですが、市の職員で参加している方もいらっしゃいますが、数はとても少ない。職員で20代30代の若い方は積極的に町内会に関わっていただきたい。中堅職員になってくると業務も忙しいでしょうから、若い世代に関わっていただき、町内会の人達と顔見知りになってもらいたい。先日の中間フォーラムで、ある町内会長から、これ以上町内会を利用しないでくれという意見がありました。ああいう受け止め方をしているというのはとても残念なことです、それも本音なのだろうと思えます。それが例えば若いときに何年か町内会活動をしていると、実際に政策立案する立場になって町内会長に頼みに行くと、お前の頼みなら断れないという関係になると思えます。そういう間柄になることを意識的にやっていると、協働とかいくら唱えたところで実現しないと思えます。強制はできないと思えますが、そういったことも考えていただきたいと思えます。

○司会 ありがとうございます。議員の皆さんに少しまとめてご意見をいただきたいと思えます。

○議員 時間の関係もありますので簡単に意見を述べたいと思えます。まず、市民の役割についてですが、「自発的に参画することができる」ということですが、先ほども意見がありましたが、参画したくとも参画できない、決まったことには参加を求められるという傾向がありますので、企画立案から参画できる人というのは極めて限定されていると思うのです。そういうことから、参画については、市民の権利として謳うべきだと思えます。

第2項「情報の提供を受けるとともに」、確かに情報が出ています。しかし、知りたいと思う情報でも中々出していただけないものがあります。どういう情報かと言うと、意思形成過程情報、まだ決まってないからお話できませんとなるわけで、決定するまで出せないということが多いわけで、議会で審議をする上で審議を深めることができないという問題があるわけですから、情報の提供についても権利にすべきだと思えます。

第3項「その費用の応分を負担する」、応分の負担をするということは今までもあったし、これからも当然のことですが、しかし、貧困と格差が非常に拡大している、市民の所得が年々減少している、そういう下で「負担する」と具体的に表記をするのはいかなものかと。負担を一切否定するものでは勿論ございません。しかし、ですから私はこの項目は必要ない、削除すべきだと思います。

次に議会の役割についてですが、前回いただいた資料の中でも言っていますが、「二元代表制の下議会と市長は」というように説明されていますが、私は、議員の立場で言えば、恵庭市議会で欠けているのはここだと思っています。二元代表制の下での議会の役割という認識が不足しているとは思っています。そういう意味では、ここがきちんとされていかない限り、二元代表制の下での議会の役割、議員の役割が果たせないと思っているわけです。そういうことから、ここではもっと具体的に表現した方が良いのではないかと思います。議事録の中では、「けん制」という言葉について色々あったようですが、私は、「けん制」という表現で結構だと思います。

次にそれ以外の問題で、先ほど来出ていることについて意見を述べたいと思いますが、自治基本条例か行政基本条例かという問題ですが、私はやはり自治基本条例が適切ではないかと思っています。住民投票の関係については、常設型が望ましいと思いますが、問題は「市民参加の市政を実現する」と言葉では言われていますが、実際に参加できる機会というのは少ないわけですから、そういう意味で住民投票を常設にし、投票については別に条例で定める訳ですからここで言っても仕方ないかもしれませんが、住民投票を実施しやすい住民投票条例を制定すべきだと思うわけです。

それから、ですます調かどうかについては、私は、「ます」が良いのではないかと思っています。さらに、委員の方から市議会全体と市民と意見交換の場ですとか、先日送られてきたC部会の議事録を読んで、いろいろと議会のことを議論されて大変感謝しておりますが、そういう意味では議会改革に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますが、しかし、なかなか進んでいかないというのが現状であります。

○司会 どうもありがとうございました。どうぞ議員の皆さん、いろいろとご意見をお願いします。

○議員 1点だけお伺いいたします。先ほど来、条例制定に向けての取組みについては、横山先生をはじめ皆さんの話を聞かせていただきましたので理解いたしました。その中で、私ども議員に対する批判、要望も含めてお話を伺ったところですが、ざっくりと申し上げて、私どもとしては、議員、議会の使命、役割について本日お聞きしたかったと多くの議員が思っていると思います。そうしたことから、この部分については、必ずしも市民委員会に丸投げしようと思っているわけではありません。ただ、この時点で私ども側から多くのことを要求、要望するのはいかなものかだと思います。この後この条例案は、様々な過程を経て議会の場に出されると思います。今日はいろいろとお示しいただいていますが、この部分について市民委員の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○司会 ありがとうございます。今、市民委員への質問という形でお話いただきました。議員の役割などの部分は、まだ決まっている訳ではなくて、これから審議をしていく部分で、本日お示ししているものも部会から上がってきているもので、委員会での審議前のものです。市民委員会で大きく変わる可能性もあります。それでは、議員の役割という点で委員からご意見をいただきたいと思います。C部会の方でご発言いただける方はいらっしゃいますか。

○市民委員 C部会としては、議会についてを条例に規定する自治基本条例とするよう考えていま

す。議会の役割については、大きく2項目を書こうと考えました。1項目は、地方自治法に基づく議会の役割を、第2項は、議会改革について書きました。議会改革については議論になったところですが、私の個人的な意見にもなりますが、本会議の土日開催や5時以降の夜間開催などを行ってほしいと思います。そうでないと、普通のサラリーマンは議会の傍聴することができないので、そのように思っています。

○市民委員 部会では、けん制する役割については議論になりました。他の言葉も探しましたが、部会としては全体の委員会にそのまま諮ってみようということになりました。2項目の議会改革に努めるというのは、他のまちにはないことを思い切って書いてみました。前段の協働のまちづくりを進める役割を果たすためという部分は、議会は本来の役割は果たしているだろうという前提で、さらに協働で今後議会と市民が一緒になってまちづくりを進めていけるかという観点で条文を書きました。

○市民委員 私は議会の部会ではないので文案の考え方についてはよく分からないのですが、議員の規定案の第2項に「総合的な視点に立って」という部分がありますが、先ほど議員から最初は町内会の代表のような活動だったが、その後はそういう視点で活動しているというお話がありました。私たちの何となくの感覚ですが、除雪の問題や道路の舗装なんかは、市役所にストレートに言っても届かない。ところが、市議会議員さんを通じて話をすると、ある程度話が通じるという印象があります。市議会議員さんは、町内会代表ではなく、市の市政を担う意思決定をする立場ですので、ここで「総合的な視点に立って」と書いてあるんだと思います。特に、議会中継を拝見しますと、議場では市政に対する質の高い難しい政策議論をしています。議場を離れたところでの議員の皆さんの議員活動を垣間見せていただいている中では、そういう視点での活動にはまだ届いていないのではないかと思うのです。勿論、その地域固有の課題というものはあるわけですから、それを解決するというのも大切なことです。しかし、そのときでも、恵庭市全体を見渡した上での判断というのは、各議員に求められると思いきょう規定文になったと思います。

○司会 ありがとうございます。時間が2時45分までということですので、どんどんご意見をお願いしたいと思います。

○議員 1点だけお伺いしたいと思います。今、竹島の問題や尖閣諸島の問題が騒がれています。市の条例とは関係ないじゃないかと思われるかもしれませんが、実は、住民投票条例のことにに関してですが、参考に載っている市の条文を見ると、定住外国人を含む住民となっています。日本の国の主権が問題となっている事案が起こっているわけですが、住民投票条例の中で外国人に権利を持たせるのはいかなるものかというのが私の意見です。そうでなくても、我が国の国籍は他国と比べると容易に取得できるという状況にあります。そのためここは、日本国籍を有する者に限定すべきだと思います。質問と言いますかお願いしたいのはそれだけなんですけど、常設か非常設かということでは、私も常設が良いと考えております。

また、後で座長から議会改革のお話があるかもしれませんが、今、議会改革の協議会を各会派代表者をもってやっております。なかなか進まない部分もあって、私の印象では苦勞をしているところでもあります。私の個人の考えでは、別途に議会基本条例を作りたいと考えていて、その中では市民との協働というか議会の報告会といったものを年に1回以上行なうというようにしていきたいと考えています。また、どこかの資料にありましたが、議員全員での報告会、議員協議会や何なりで十分できる体制にしていきたいと考えております。わが市の議会というのは、大政党と小さなグループとに2分されていて、なかなか

議論が議会だけでは分からないということがあります。議会で可決、否決、賛成、反対という結論は出ますが、どういう考え方で賛成、反対となったのかが分からず、結論だけが市民の皆さんに示されています。このため、どういう考えで賛成や反対をするのかが見えるよう議員同士で意見を交わす意見交換会を市民参加で行なうのが良いかと思っています。

○議員 大変ご苦労さまです。今回、大変具体的に事前に議会の役割、議員の役割の資料をいただきましたので、私も目を通したところ、若干意見を述べたいと思います。はじめに議会の役割のところ、1項、2項と2項に分かれています、他市の条例を参考に見てみますと、政策形成に果たす役割が議会にはあると思います。その部分が明記されていないということがありましたので、この点についてあらためて検討を加えていただきたいと思います。また、議会の役割にある「議会改革」という表現ですが、議事録を読みましたが、皆さん大変ご苦労されて「議会改革」という表現がどうなのかということ長く議論されておりましたけども、やはり、条例上に「議会改革に努める」という表現が適切なのか私も疑問に思いました。ここで言いたいことは、市民とともに協働のまちづくりを進める役割を果たすための議会としての機能の充実だとか強化が求められるんだろうと思います。ある意味議会改革ということで私たちも尻を叩かれていると思いますが、先ほどお話があったように、現在、検討協議会で協議を進めております。そういう面で、条例上の表現としては、機能の充実強化という方が馴染むのかと思います。この2点について、事前に中身を見せていただいて感じたところです。あと、いろんな場面で市民と協働のまちづくりと、「協働」という言葉が多く使われていますが、なかなかこの協働の中身が具体的にどう定義したら良いのか私たちも悩むのですが、今後、具体的な定義について市民委員会の中で皆さんで整理されるよう協議していただきたいと思います。

○司会 ありがとうございます。協働については、市民委員会の中できっちり定義していきたいと思っています。

○議員 時間が経過しておりますので、一言だけお話をさせていただきます。先ほど各委員の方が各部会に分かれてご苦労されていることが良く分かりました。また、作られる自治基本条例が、作られるだけではダメだということは当然のことだと思います。それで、このことについて、市民、市長、職員、議員について規定していくわけですが、これを検証というかチェックし評価することができるシステムができないか考えています。と言いますのも、昭和45年に市民憲章が作られましたが、これに関しては、市民憲章推進協議会というのが構成され、ずっと継続して毎年小学校の子どもさんに市民憲章に関する作文コンクールということで、確か2千作を超える応募があつて、それを審査し、発表する場を設けています。こうして子どもさん達に恵庭の市民憲章について自覚していただく、まちの基本になるものに触れていただくことができるようになっていきます。そういうことから、今回初めてできる自治基本条例が、市民の方から離れた場所にあるのではなく、市民の方が触れるシステムができればというのが私の思いです。各条文についてはいろいろ意見があるのですが、これについては、まだ議論の途中ということですし、各議員からお話があった点を検討いただければと思います。大変ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。ちょっと時間がおしてしまい大変申し訳ありませんが、最後に副議長からまとめていただいて、今日の意見交換会を終えたいと思います。

○副議長 皆さん、本日は大変お疲れ様でした。また、こういう機会を作っていただきお礼申し上げ

げます。今日は、市民委員の皆さんからご意見をいただきましたし、議員の方からも意見交換という形で意見を述べさせていただきました。この条例については、私の個人的なことを申し上げますと、昔、ニセコ町に勉強をしに行ったことを思い出します。そのときのことを思い返すと、やっと恵庭でも自治基本条例の制定に向けて進んできたのかなあと感慨深いものがあります。皆さんのご努力に心から敬意を表したいと思います。そこで、議会からも実は一言お知らせしなければなりません、議会でも今、議会改革ということで鋭意進めております。恵庭市議会はずっと会派制をとっておりますが、議会運営委員会で議会改革を検討して参りましたが、昨年改選がありまして諸派ができました。今の段階では諸派の方がメンバーになれないということがございまして、議会運営委員会とは別に議会改革検討協議会という組織を作りまして、そこで各議員からいただいた改革意見を協議しております。これまでは、質問時間をどうするか、議会日程をどうするかという個別のことだけを協議して参りましたが、今回、何のために議会改革をやるのかということきちっと明確にしようということで、その目標と視点を定め、それに基づいて議会改革を進めていこうということで協議会の中で合意をしました。そういう中で、今回の議会改革の目標は、こうしました。

【目標】

議会は市民の信託に基づき、二元代表制のもと議決権や行政に対する監視機能、更には条例の制定、政策立案提言などの役割を担っています。

昨今の地方議会が抱える課題や問題は、市民ニーズ、社会情勢の変化により多様性を増しています。特に、平成24年4月からは地方主権一括法により国から地方自治体へ様々な権限が移譲され、責任と権限は一層重要になってきます。

その意味からも議会、議員の十分な調査・研究をはじめ、政策形成・立案能力を高めること、そして、市民と議会との情報の共有、市民参加のシステムの構築等、より一層の広報広聴活動を具体的に進めることで、新しい時代の要請に応える恵庭市議会を目指します。

こういうことを目標に議会改革を進めようということで、現在鋭意努力している最中です。また、その中でさらに細かくやろうということで、5つの視点を設けています。

【視点】

- ① 地方自治、議会を取り巻く環境変化の対応について
- ② 地方議会の課題・問題点、役割の検証と改善について
- ③ 行政と議会の関係についての検証と改善について
- ④ 議会の見える化について
- ⑤ 議員力の向上について

ということを含めて、月1回のペースですが断続的に協議を続け、少しでも市民の皆さんに答えることができる議会を目指してやっておりますので、このことを報告させていただきました。このような意見交換会をもたせていただきありがとうございました。今後ですが、議会改革検討協議会は各会派の代表が集まっておりますので、そこが窓口となって、皆さんと意見交換をする場を設けたりしていきたいと考えております。各会派で合意しておりますので、そういう機会を少しでも設けて、より良い条例、議会にして参りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。本日は大変ありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。本日の意見交換会を踏まえて、私たち市民委員会でも議論を重ねてまとめるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。